

陳 述 書

2009年 8月 24日

東京地方裁判所民事第38部 御中

住所

氏名

吉野 文六 

1 略歴

私は、1918年8月8日、長野県松本市で生まれました。1940年、東京帝国大学法学部在学中に外務省に入省し、駐米大使館公使（1968年2月～1968年4月）、同特命全権公使（1968年5月～1970年12月）、アメリカ局長（1971年1月～1972年6月）、外務審議官などを務めました。退官後は株式会社国際経済研究所所長などを務めました。1990年11月、勲一等瑞宝章を受けています。

私は、アメリカ局長在任中、沖縄返還交渉に携わっていました。今回の訴訟で開示が求められている各文書について、原告代理人から示された各文書及びそれらに関わる公電文などを参照にしつつ、記憶に従って述べたいと思います。

2 沖縄返還交渉の概要及びその背景

まず、はじめに沖縄返還交渉の概要及びその背景について確認しておきたいと思います。

重要なことは、沖縄の本土並み返還をニクソン大統領が佐藤栄作首相に約束したのは1969年11月のワシントンにおける両首脳の間合意による共同声明によってではありますが、それから沖縄返還協定が1972年5月に発効するまで、正確には発効後1年間位までの間、日



米の外交関係に甚大な影響を与えたのは、次の3つの事態だということです。

- ①ベトナム戦争の終結が米側の予想よりはるかに遅れ、アメリカの政情が悪化したこと
- ②日本の対米通常輸出とベトナム特需の急速な増大により米経済は予想外に苦しみ、1971年のドルの金本位制度からの離脱及びそれに続く切り下げなど一連の事態に発展していったこと
- ③ニクソンの選挙公約であった日米繊維協定の妥結が予想外の難関に遭遇し、アメリカが日本を出し抜いて中華人民共和国と正常化するなど日米間の感情的もつれに発展したこと

以下、順を追って説明します。

沖縄は、1945年に米軍によって占領された後、日本が主権を回復した1952年以降もアメリカの統治下に置かれていました。そのため、沖縄島民は、本土復帰を強く希望していました。1965年、沖縄返還を公約としていた佐藤栄作首相が自民党総裁に選ばれ、返還協議が本格化しました。

1969年1月、ニクソン大統領が就任し、同年11月には、「佐藤・ニクソン共同声明」で1972年には沖縄が本土復帰することが発表されました。そして1971年6月17日、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」、いわゆる沖縄返還協定が調印されました。この協定は、アメリカ議会及び日本の国会で同年11月にそれぞれ承認されたうえ、1972年3月に批准書を交換し、同年5月15日、沖縄は返還されました。

沖縄返還の交渉の背景として、日米間の繊維問題がありました。アメリカでは、ニクソン大統領が、日本の化学繊維のアメリカへの輸出を規制することを公約して大統領に選出されていました。私は、繊維交渉を担当していたのですが、交渉相手だったソロモン国務次官補がニクソン当選後、私を食事に誘って「私は辞めるが、ニクソン大統領は対日規制をすることを公約しているから相当厳しい要求をしてくるだろう」と忠告してくれたほど

です。アメリカ議会の中にも、「繊維交渉をまとめないまま、ベトナム特需で莫大な利益を得ている日本にいま、沖縄を返還する必要はない」という声もあがっていたのです。

佐藤首相は、沖縄返還の見返りに化学繊維の輸出規制を実現しようとし、大平正芳、宮沢喜一という大物を通産大臣に選任してアメリカ及び日本の繊維業界と交渉させましたが、日本の業界の組織的反対運動で実現しませんでした。そこで、佐藤首相は、田中角栄を通産大臣に選任し、田中角栄は織機を政府が買い上げるという方法で業界を説得して、1972年、ようやく自主規制を実現したのです。

ニクソン大統領は、同年6月に沖縄返還協定を調印したにもかかわらず、繊維交渉がまとまらなかったための報復としてでしょうか、1971年7月、キッシンジャー大統領特別補佐官を秘密裏に中国に送ったうえ、同補佐官に同月15日、ニクソン大統領が翌年2月に中国訪問を訪問すると発表させ、日本が目指していた中国との国交正常化一番乗りを阻止するとともに、同年8月15日、ドルと金との交換停止を宣言しました。この二つのニクソンショックの背景には、ベトナム戦争によるアメリカの財政の危機がありましたが、ベトナム戦争で特需を謳歌していた日本に対する報復的意味合いもあったと思うのです。

沖縄返還は、佐藤ニクソン共同声明（1969年11月）で発表された後、ベトナム戦争によりアメリカの財政危機が拡大するとともに、このとおり、日米繊維交渉が暗礁に乗り上げるという予定外の出来事に翻弄されることになったわけです。

私自身、1971年にアメリカ局長に就任してから、沖縄返還の詰めの交渉を担当したのですが、日本側には、本来アメリカが負担すべき費用を日本が出費することは困難となっていた一方、アメリカ側も沖縄基地関係での出費は議会を通過しない状況でしたので、のちに発生したラジオ局「ヴォイス・オブ・アメリカ」（以下、「VOA」と言います）の移転費用（1600万ドル）や土地補償費（400万ドル）について、どちらがどのように負担するかという点が問題となったのです。

3 甲第1号証について



この文書の左下のBYというイニシャルは私が書いたもので間違いありません。この文書は、米軍が使用していた土地について補償するためにかかる費用として400万ドルを日本が負担するというものです。

この補償費なるものは、沖縄が返還されるまでの間、アメリカが軍用地を地主に返還する際に原状回復費用として支払ってきたものでした。しかし、上述したとおり、アメリカ議会のなかには、沖縄返還について好感を持っていない議員がいたうえ、ベトナム戦争によって財政が逼迫した状況下では、さらなる補償費の支払いについては到底承認されない状況でした。

他方、日本側も補償費については、従前からアメリカが支払ってきた関係で、返還前に発生したものを負担することは困難でした。特に、佐藤首相が、「沖縄は無償で返ってくる」と発言していましたので、日本がアメリカに代わって支払うということは、難しかったのです。

ところが、予算を出す大蔵省の柏木雄介財務官から、日本側が負担することで処理をしてほしいと要請されたのです。

そもそも、大蔵省の主導で決まっていた沖縄返還に伴う日本側の負担のうち、返還協定に盛り込まれることが決まっていた日本のアメリカに対する支払額は3億2000万ドルでしたが、そのうち7000万ドルは核撤去費用でした。核撤去のためにそんなに費用がかかるはずがなく、これはアメリカが自由に使えるものでした。したがって、その7000万ドルの一部を補償費の400万ドルに充てることは予算面では何の問題もないことだったのです。つまり、日本が渡した3億2000万ドルの一部400万ドルをアメリカが沖縄の市民への補償費に充てればよいのです。したがって、大蔵省が負担をしてよいというなら外務省としては反対する理由はありませんでした。

こうして、日本政府が対内的には3億2000万ドルには補償費は入っていないと説明しつつ、アメリカは、アメリカ議会を秘密会にして開催し、実際には、日本が負担することを説明するということになりました。

ところが、アメリカからは、議会に説明するためにそのことを認める覚書を作成するよう求められたのです。私としては、日本側が補償費を負担することはないと国会で明言しているため、そのような書面を作成することを当初渋ったのですが、アメリカ側は覚書についてアメリカ議会を秘密会にして示すという説明をしてきました。そこで、愛知揆一外務大臣も日本側が負担することを承諾してしまったのです。

こうして作成されることが決まった覚書が甲第1号証なのです。

アメリカ政府側の予算の立て方が問題として残っていたのですが、この点は、同国で1896年に制定された信託基金法によって、外国政府から受け取った資金を国務長官の権限で支出できることが可能となることから、その仕組みを利用すれば、日本政府から受け取った400万ドルを信託基金として処理できることが分かったのです。

そのことが1971年6月9日付の福田外務大臣代理から発せられた公電に書かれています。この公電は、井川克一条約局長とスナイダー公使の間で同日、行われた協議について、当時、OECDの会議に出席するためにパリにいた愛知大臣に報告するために発出されたものです。愛知大臣は、パリでロジャース米国務長官と会談をすることになっており、事務方の協議を説明する必要があったのです。

この公電には、次のような記載があります。

(1) 冒頭、米側より、鋭意検討の結果、1896年2月制定された「Disposition of trust funds received from foreign governments for citizens of U.S」に基づき、請求権に関する日本側の提案を受諾することが可能となったと述べた上次のとおり提案越した。

(イ) 日本側第4条第3項案に次のとおり追加する。

「Provided, however, that the total contribution to be made under provisions of this paragraph shall not exceed U.S. dollars 4 million」、

(ロ) 前記 Trust Fund 設立のために、愛知大臣よりマイヤー大使宛に「日本政府は米政府による見舞金支払のための信託基金設立のため4百万米ドルを米側



に支払うものである」旨の不公表書簡の発出を中要とする。本件書簡は米政府部内で General Accountants に対する説明上必要とされる場合に提示するにとどめられ、その場合も極秘資料として取扱うものであり、日本側に迷惑となるようなことはないことを assure したく、本件書簡がないと請求権に関する日本側の提案は受諾し得なくなる。

この公電の記載は前述した信託基金を利用した仕組みについてアメリカ側から説明されたこと報告するものです。

これを受けて、愛知大臣は、ロジャース国務長官との会談に臨みました。私もこの会談には出席しました。席上、愛知大臣が、ロジャース国務長官に、文書が公表されないものと考えてよいかという確認をしたところ、ロジャース国務大臣は、議会との関係で発表せざるを得ない場合も絶無ではないと答えました。そこで、愛知大臣は、「本件書簡の表現振りについては、既に東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば、表現も、よりしん重に考えたい」（私が6月9日に発信した公電の記載のまま）と回答したのです。

これに対し、ロジャース国務長官は「日本政府の立場も理解できるので、米側の法的な要件をみたしつつ、日本側の立場をも配慮した表現を発見することは可能と思う」（同上）と述べました。

結局、愛知大臣ではなく、事務方の責任者である私が確認文書に署名をすることで話がまとまり、私が甲第1号証に署名することになったのです。パリから帰国後まもなくの6月12日、外務省本省の局長室で署名したと思います。

この400万ドルが実際にどのように使われたのかは、私には分かりません。3億2000万ドルの中で処理されたので、特別な予算措置は不要だったのではないのでしょうか。米側がいかに使ったかについては、大蔵省、あるいは米軍の施設について所管している防衛施設庁は把握しているかもしれませんが、外務省はアメリカが400万ドルを実際に使ったかどうかまで確認する必要はありません。

この文書については、局長室で署名したのですから、写しはとったと思います。ただし、その後、その写しをどのように保管したのかは分かりません。また、前述のとおり、アメリカが自国の議会を通すために必要なもので、日本では不要なものでしたから、日本語版は作成していません。

4 甲第3号証について

この文書も私とスナイダー公使が署名したもので、VOAの移転について合意されたものです。イニシャルはありませんが、米側の文書のリストには、私とスナイダー公使が署名したことが書かれていますから、おそらく、コピーをするときに欠落したのだと思います。

このVOAに関する交渉は大変でした。日本には電波の自主権がありますから、外国の放送局を沖縄に残すわけにはいかなかったのです。そこで、5年後には移転するように交渉したのですが、アメリカ側はなかなか承諾しなかったのです。交渉成立後も、アメリカは、移転先について、フィリピンやマレーシアなど数カ国と協議して、なんとかフィリピンにお金を出して承諾させたと聞いています。

実は、VOAは、単なる放送局ではなく、諜報機関なのです。スナイダー公使は、当時、対岸の中国の兵隊の靴音まで聞こえるのだ、と言っていました。

そういう施設なのでアメリカは移転させることを簡単には承諾しなかったのでしょう。それを5年後にどこかへ移転させるという交渉をしたわけです。これが私が担当した交渉の中では一番難しかったのです。結局、移転費用として1600万ドルを限度に日本が負担することで決着したわけです。

1971年5月28日付の愛知大臣発信の公電は、愛知大臣とマイヤー在日米大使の会談を報告するものですが、「大使より、(イ)VOA条文は現在までの妥協案に細部の文言の変更を加えれば受諾可能と思う」と記載されているのは、そのことを示しています。

この文書については、6月11日に局長室で署名しました。写しもとったと思います。

ただし、この写しについてもその後、どのように保管したのかは分かりません。

5 甲第5号証について

この文書は、前述した柏木財務官がアメリカ側のカウンターパートであるジャーリック財務長官特別補佐官と合意したものだと思います。私は当時、この文書を見たことがありません。この文書を初めて見たのは、アメリカの公文書館で発見されたと新聞報道があったときです。

この文書に記載されている内容の真偽については、分かりません。

ただし、この文書の4項に記載された通貨を交換するための資金については、当時、ベトナム戦争の最中で日本の特需が増え外貨が貯まりすぎていたため、大蔵省は沖縄で流通していたドルを円に返金した結果、手元に残る多額のドルをアメリカへ送金すれば、円がいくらかでも安くなるということを考えて、アメリカ側の要求を飲んだのかもしれませんが。これは推測です。

6 合意の存在を認めたことについて

私は、アメリカ局長だった当時、国会で、400万ドルの合意（甲第1号証）についてその存在を否定しました。その後、甲第1号証を裏付ける電信文が横路孝弘議員から示されました。当時、外務省は、記録を残すために、電信文を活用していたのですが、そのうちの一部が横路議員に渡ったようでした。結局、その横路議員へ渡された電信文は、安川壮外務審議官の秘書が新聞記者に渡したものであることが分かりました。

その件が刑事事件になった後も、私は、沖縄返還がスムーズに行われるように、合意の存在を否定し続けたのです。当時はそういうことが許される時代でした。

しかし、アメリカ側で文書が公開されるようになり、私は事実と違うことを主張し続けることに疑問を感じるようになりました。

そこで、まず、政策研究大学院大学のオーラルヒストリー（甲第12号証）で事実を述

べました。これは広く公開することが前提とされているものではありませんでした。

その後、北海道新聞の記者をはじめ多くの記者からアメリカの公文書について質問をされるようになり、私はそういう際も記憶に基づいて事実を答えるようにしました。

外交交渉は場合によっては秘密裏に行われることが多く、その交渉が継続している間、そして、それ以後何年間かは、秘密にする必要があることもあります。それらがすべて密約といえ、いえるわけです。

しかし、秘密交渉も一定期間を過ぎれば、原則として公開するべきだと考えます。もちろん、秘密にする必要が大きいものがあり、それらについては公開することはできないでしょう。アメリカでも公開されてはいないものはあると思われれます。

しかし、少なくとも、相手国が公開したような文書まで秘密にする必要はない、そう考えて事実をお話ししています。

以 上